



民主みらい

おしもと よしじ
押本 吉司

中学校給食

Q これまで対象となる中学生だけでなく市民全体に資する施設となるよう学校給食センターに付加価値を設けることを求めてきた。企業連携献立の提供について株式会社タニタとの連携も視野に入れた取り組みを行うとのことだが、現在の進捗状況は。

A 地産地消や食を通じた健康づくり、さらには中学校給食を活用した食育の効果を生徒から保護者、市民へと波及させていくため、民間企業と連携した手法などについて検討を進めているところである。

防災対策

Q 28年4月に熊本地方で大きな地震が発生し、台風などによる被害も年々大きくなっている。市が被災地域となったときに効果的・効率的に援助を受けられる仕組みづくりや体制整備への対応状況は。

A 災害発生後は、応急対策や復旧・復興業務などにより業務量が増加することや、職員が被災することによるマンパワー不足が想定されるため、大規模災害時に国や他自治体などから支援を受けられるよう災害時受援マニュアルを29年上半期を目途に策定する予定である。

入札制度

Q 市内中小企業者への分離分割発注が十分にされていない現状がある。29年度の既存学校施設再生整備事業について、学校運営に支障を来さないものは原則として建築工事、電気・機械工事と分割発注すべきでは。

A 29年度以降、28年度の施工状況を踏まえ、原則として電気設備工事や機械設備工事について建築工事と分離して発注していく。

ダブルケアへの対応

Q 28年4月、内閣府は就業構造基本調査で「普段未就学児を育児している」と「普段介護をしている」の両方を回答した人をダブルケアの担い手と定義した。今後も晩婚化からダブルケアの担い手の増加が見込まれるが、市の対応は。また特別養護老人ホームの入所基準について、入居指針を改善すべきでは。



A 各区の窓口などでケースごとに丁寧に対応するとともに、市ホームページなどでも案内している。保育の必要事由は就労や疾病など多岐にわたり、利用調整では総合的な判断が求められるが、ダブル

ケアへの支援という観点から緊急に保育の実施が認められる場合には、最高のランク指数とする場合もある。また特別養護老人ホームについては真に入居の必要な人の実態把握に努め、入退居指針に反映していきたいと考えている。

等々力陸上競技場

Q 第2期整備(サイド・バックスタンド)に関心が高まっている。これまでスポーツ団体、川崎フロンターレ、サポーター代表など関係団体の関わりが担保できる仕組みを要望してきたが、見解は。

A 第2期整備に向け庁内に設置した事業評価委員会では整備内容や整備時期、整備手法などを検討している。専門的な視点から学識・有識者の助言・提言を受け、関係団体などの意見を聞いて委員会の検討内容に反映していきたいと考えている。

出資法人の経営改善

Q 出資法人によって再就職の指針である満65歳までというルールを逸脱するだけでなく、5年というルールを超えて雇用したり、再就職者の新たな受け皿として、参与や理事を新設していることが判明した。速やかに改善すべきでは。

A 27年12月に当時の指針と異なった状況にあった9法人に対し訪問ヒアリング調査を行い、指針の遵守を求めた。28年度は27年度の10人から4人と減少しているが、指針と異なった状況にある法人に対して引き続き取り組みの遵守を求めていく。

川崎アゼリア株式会社

Q 26年度決算で約1億7千万円の当期純

A さまざまな事業所などの意見を踏まえ、月の利用時間や利用回数が少ない人に配慮したきめ細やかなサービス提供を可能とした報酬設定を行うとともに、独自の緩和した基準による新たなサービスの構築を行った。今後もサービスの利用状況を踏まえ、要支援者のさらなる支援の充実に向けて、第7期介護保険事業計画策定の中で引き続き検討していきたい。

大企業のリストラ

Q 不正会計問題を起こしたこの企業は28年4月以降現在もリストラを進行中である。自治体が主体となり雇用対策本部を設置できることから、市からすぐにも雇用対策本部の設置を要望すべきでは。

A 国は離職状況について情報収集に努めており、把握した情報には迅速、適切に対応をとるとのことなので、市としても引き続き関係機関との情報交換により状況の把握に努め、適切に判断、対処していく。

武蔵小杉駅北口エリアの再開発

Q 8月に行われた事業者の計画概要説明会では建物の高さも住宅戸数も説明せず、ビル風がひどければひさしや植樹で対応するとの回答で、真摯な姿勢が感じられなかった。ビル風に対して市の見解は。

A 複数の開発が並行して進捗する小杉駅周辺地区では、周辺環境への複合的な影響に地域全体で対応するため、事業者間の調整を図る場として周辺開発事業者による環境対策部会を設置し、各事業者と市との間でビル風対策指針や施設などの維持管理基準の遵守に関する覚書を締結しており、適切に指導している。

このほか、短期入所-ショートステイの拡充・ミドルステイの創設、中小企業支援策、リニア中央新幹線、羽田連絡道路計画などについて質問がありました。

損失を計上し27年度はさらに当期純損失が拡大したが、長期借入金の返済についてリニューアル工事に関わる総事業費の約60億円を含めて合計約90億円を毎年約7億円程度、15年かけて返済する予定と聞く。アゼリアの体力からすると過大な負債と思うが、償還計画は。

A 減価償却による内部留保と純利益の安定的確保による返済財源が確保できることからリニューアル完成後15年程度で新規借入金の償還が確実に完了できるものと聞いている。

このほか、27年度決算、(仮称)小杉駅周辺地区新設小学校整備事業、下水道使用料の遡及徴収事件、子どもの貧困対策などについて質問がありました。

スマートフォンで
こども議場見学会の
当日の様子を
視聴できます!



スマートフォンアプリ
「Aurasma (iPhone版またはAndroid版)」
をダウンロード

ダウンロード後、アプリを起動し、「川崎市議会チャンネル」をフォロー(登録)

AR マークの写真にかざすと動画が再生されます
※アプリのダウンロードは無料ですが、通信料などはかかります。

詳しくは、
<http://www.city.kawasaki.jp/980/page/0000067897.html>
にアクセス!



共産党

いくち まみ
井口 真美

27年度決算

Q 当初54億円生じるとされた収支不足がないどころか、34年から返済予定だった減価基金に10億円返済した上、2億円の黒字という今回の決算結果からすれば、27年10月に見直しや廃止を行った福祉電話相談事業などの高齢者に対する福祉施策は削減する必要はなかったのでは。

A 社会状況の変化により事業創設時の意義が薄れてきているものがあり、増大する複雑多様な市民ニーズなどに的確に対応するためには持続可能な行財政基盤の構築も重要であると考えている。今後も必要な市民サービスを着実に提供するとともに、社会情勢の変化に対応し、既存事業のあり方を継続的に検討しながら、中長期的な視点を持ってサービスの質の向上や福祉施策の充実に努めていく。

小児医療費助成制度



Q 29年度から通院助成対象年齢を小学6年生まで拡大すると同時に小学4年生以上は通院1回ごとに最大500円の窓口負担を導入する議案が出された。小学6年

生までの医療費無料とした市長公約に反することなどの問題があるが、見解は。

A 大幅な対象者の拡大により恒久的な支出を伴うため持続可能な制度とすること、全国的な医療費の増大や医療機関の疲弊の問題が指摘されていることなどを総合的に勘案し、一定金額を保護者に負担してもらうことを決断した。

学校給食費の公会計化

Q 教員が授業や業務に専任できる体制をつくる支援は喫緊の課題である。文部科学省の提言では、学校を設置する地方自治体が自らの業務として学校給食費の徴収・管理の責任を負っていくことが望ましいとしている。給食業務の公会計化についての見解は。

A 全市的な業務執行体制の整備や徴収管理システムの構築、法的な対応などさまざまな課題があるので、既に公会計化を実施した他都市の状況や収納率への影響も踏まえ、引き続き検討していきたい。

駅ホームの危険箇所の改善

Q 小田急線新百合ヶ丘駅多摩線ホームと京急線京急川崎駅ホームでは、点字ブロックの上を柱が塞いでいることがわかった。危険な箇所は早急に改善し、ホームドア設置まで運行時間中に駅員を常時配置し安全対策を講ずるべきでは。

A 小田急電鉄と京急電鉄によると、現在対応策を検討しているとのことである。また東京メトロでの転落事故を受け、体の不自由な方への声掛けをより一層強化すると市内各鉄道事業者から聞いている。

介護予防・日常生活支援総合事業

Q 本事業に該当する高齢者を受け入れている事業所の中には赤字のところもある。総合事業が継続的に提供できるよう介護報酬単位を以前の月単位の包括報酬に戻す見直しを検討すべきでは。

用語解説

P2.....

★1 扶助費
社会保障制度の一環として、児童手当や生活保護費など児童、高齢者、障害者、生活困窮者などに対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費のことです。

★2 普通交付税
基準財政需要額が基準財政収支額を超える地方公共団体に対して交付されます。基準財政需要額、基準財政収入額は各地方公共団体の標準的な財政需要、財政収入を合理的に測定するために一定の方法により算出した額であり、普通交付税の額は原則として基準財政需要額が基準財政収入額を超える額(財源不足額)となっています。

★3 臨時財政対策債
地方の一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発効される地方債のことで、各地方公共団体の基準財政需要額を基本に団体ごとの発行可能額が算定されます。